

平成 30 年度 茨城県主任介護支援専門員 更新研修
の実施について

〈研 修 日〉平成 30 年 11 月 27 日（火）～2 月 28 日（木）

〈受付期間〉8 月 30 日（木）必着

※簡易書留にて郵送されたもののみ受付。

〈問い合わせ〉9 時～17 時（土・日・祝日を除く）

NPO 法人 茨城県ケアマネジャー協会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 3 階

電 話 029-243-6261

はじめに

【重要】平成28年度から介護支援専門員研修制度が変わりました。

<見直しのポイント>

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、研修内容及び研修時間の拡充。
- 入口の研修である「介護支援専門員実務研修」を充実するため、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」を「介護支援専門員実務研修」に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制度を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。

<研修時間数が大幅に拡充>

- 平成28年4月1日施行
 - ・現任専門研修課程Ⅰ，更新研修（実務経験者）（33時間→56時間以上）
 - ・現任専門研修課程Ⅱ，更新研修（実務経験者）（20時間→32時間以上）
 - ・主任介護支援専門員研修（64時間→70時間以上）
 - ・主任介護支援専門員更新研修（46時間以上）※新規創設
- 平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から施行
 - ・実務研修（44時間→87時間以上）
 - ・再研修，更新研修（実務未経験者）（44時間→54時間以上）

<研修受講地>

全て登録地となります。

【重要】居宅介護支援事業所の管理者の要件が変更になります。

平成30年4月から指定居宅介護支援事業所の管理者は「主任介護支援専門員」になります。

なお、平成33年3月31日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置を設けていますが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいです。

※証の更新に必要な更新研修を修了し更新手続きをしない場合は、証が失効するため、介護支援専門員として就業することはできなくなります。
※各自が自己責任において茨城県地域ケア推進課と実施機関のホームページ等をこまめに確認し、計画的に必要な研修を受講してください。

平成 30 年度 茨城県主任介護支援専門員更新研修開催要項

はじめに

介護保険制度の改正により、介護支援専門員の研修の体系が大幅に変更され、新たに、主任介護支援専門員更新研修が設けられました。受講にあたっては、経過措置が設けられています。受講を希望される方は、本要項をご参照のうえ、受講申込をお願いいたします。

<主任介護支援専門員の有効期間>

主任介護支援専門員研修修了年度	主任介護支援専門員の有効期間	備考
平成 18 年度～平成 23 年度	平成 31 年 3 月 31 日	経過措置対象者
平成 24 年度～平成 26 年度	平成 32 年 3 月 31 日	経過措置対象者
平成 27 年度以降	研修修了日から 5 年間 例) 平成 27 年 8 月 10 日修了 →有効期間：平成 32 年 8 月 9 日まで	

(※平成 26 年度の主任介護支援専門員研修修了者についても、平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省令第 48 号により、有効期間経過措置対象者となりました。)

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修を受講させることにより、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

茨城県が研修実施機関として指定した NPO 法人茨城県ケアマネジャー協会により行われます。

3 研修対象者

次の要件(1)から(5)までのいずれかに該当する現任※1の主任介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者(平成30年度は、平成18年度から平成27年度までの間に主任介護支援専門員研修を修了した者)とします。

※1：本研修における「現任」とは、事業所及び施設等において介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っている者または他の介護支援専門員に対して助言・指導などを行っている者等を指します。(勤務形態については、問いません。)

ただし、実践指導事例の提出が必要になるため、他の介護支援専門員に対する助言・指導や地域づくりの実践を行っている必要があります。

要件(1) 介護支援専門員に係る下記の研修の企画、講師やファシリテーターの経験が前回の主任介護支援専門員(更新)研修修了後(経過措置対象者については過去5年以内)に複数年度あり、かつ5回以上ある者

【対象となる研修】

「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく介護支援専門員に係る研修

- ア 介護支援専門員実務研修
- イ 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ
- ウ 介護支援専門員再研修
- エ 介護支援専門員更新研修
- オ 主任介護支援専門員研修
- カ 主任介護支援専門員更新研修

要件（２）地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等※２に、年４回以上※３参加した者

※２：行政機関、地域包括支援センター、日本介護支援専門員協会（都道府県支部を含む）又は『介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱（平成２７年２月１２日付け老発０２１２第２号厚生労働省老健局長通知）』の３．『対象者』（１）のアに定める資格の職能団体（原則として、法人に限る。）が開催する介護支援専門員の質の向上に係る研修（以下「法定外研修」という。）とします。

【対象とならない研修】

- ・地域ケア会議やサービス担当者会議等の個別事例への対応を協議するもの
- ・認定調査員やホームヘルパー等の業務に従事するために必要となる研修 など

※３：主任介護支援専門員の資格を有する期間の全ての年度ごとに４回以上参加することを原則としますが、前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了後（経過措置対象者については過去５年以内）のいずれかの１年間（４月１日～翌年３月３１日を１年と考える）に受講した法定外研修の研修受講修了証の写し及び研修カリキュラムの写し等を提出できる場合は認めるものとします。

（茨城県保健福祉部長寿福祉課及び県内の保健所が開催する研修においては、研修カリキュラムの写しは必要ですが修了証明書の写しの添付は不要です。）

法定外研修の時間数については、１回の研修につき３時間以上とします（ただし、一連のカリキュラムにて複数日で実施されるものについては合算して３時間以上であれば、１回として認めるものとします）。

なお、法定外研修の企画、講師やファシリテーターの経験については、研修実施機関の代表者の証明を受けた場合は、研修を受講したものとみなします。

例１：○ ３時間以上の研修を４回⇒年４回

例２：○ ３時間以上の研修を３回＋一連のカリキュラムで３時間以上の研修を１回（２時間＋２時間）⇒年４回

例３：○ ３時間以上の研修を３回＋３時間以上の法定外研修の企画、講師ファシリテーターを１回⇒年４回

例４：× ３時間未満の研修を６回
⇒３時間以上の研修の受講が必要になります。

要件（３）日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験が１回以上（都道府県単位のケアマネジメント研究大会等においては２回以上）ある者で自己申告書、研修大会プログラム、発表内容抄録等の写しが提出できる者（前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了後（経過措置対象者については過去５年以内）に限る。また、筆頭発表者に限り、共同研究者は認めない。）

要件（４）日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

要件（５）主任介護支援専門員として業務に十分な知識と経験を有する者で、茨城県が適当と認める者（例：専門的知識を有する者として、茨城県等が設置する委員会等において委員を務める者 等）

４ 研修内容

- （１）茨城県ケアマネジャー協会ホームページ（<http://iba-cma.com/>）を参照ください。
- （２）提出課題等については受講決定者に別途連絡いたします。
- （３）研修にあたっては介護支援専門員もしくは主任介護支援専門員の育成のために一緒に取り組んだ事例の内容とその経過記録について、概ね３か月間分の提出がありますので事前にご準備をお願いします。提出様式は茨城県ケアマネジャー協会ホームページに掲載いたします。

5 研修期間

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	集合研修	演習						
1班	11月27日 (火)	12月14日 (金)	12月15日 (土)	1月10日 (木)	1月11日 (金)	1月22日 (火)	2月16日 (土)	2月26日 (火)
2班		12月18日 (火)	12月20日 (木)	1月16日 (水)	1月17日 (木)	2月23日 (土)	2月27日 (水)	2月28日 (木)

6 研修会場

茨城県総合福祉会館（予定）。

駐車場が満車となる可能性がありますので、公共交通機関をご利用ください。

7 募集人員

200名

受講の決定については、申込書及び添付書類を審査の上、受講を決定します。定員を超えた場合は、受講調整させていただくことがありますので、ご了承お願いいたします。

8 研修費用

(1) 受講料：35、360円（テキスト・資料代含む）

(2) 支払方法：受講申し込み後、別途郵送する『受講決定のお知らせ』に同封する払込票にてお振込みください。

* 請求書・領収書の発行は一切行いません。入金の際に発行される「請求書兼受領書」を大切に保管してください。

なお、払い込んだ受講料は、原則理由を問わず返還できませんのでご注意ください。

但し、重複して振り込んでしまった場合は、返還いたします。返還手続きには「請求書兼受領書」等の『振込金受取書』の提出が必要になります。万一紛失してしまった場合には返還できないことがありますのでご注意ください。

9 申込方法

茨城県ケアマネジャー協会ホームページから申込書（様式1～6）をダウンロードして必要事項を記入し、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員研修修了証明書の写しを添付してください。

【茨城県ケアマネジャー協会ホームページ】<http://iba-cma.com/>

申込先：〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

茨城県ケアマネジャー協会 宛

※ 封筒の表に『主任介護支援専門員更新研修申込書在中』と朱書きで記入のうえ、『簡易書留』で郵送をお願いいたします。簡易書留以外の方法では受け付けません。

申込期限：平成30年8月30日(木) **必着**

10 登録の移転及び受講地の変更について

介護支援専門員の研修制度の見直しにより、登録している都道府県で受講することとなりますが、研修カリキュラムのうち演習については、各都道府県独自の内容となることから、勤務する事業所が所在する都道府県の研修を受講することが望ましい場合があります。

茨城県登録の方で茨城県外の事業所に勤務している場合は、当該都道府県に登録の移転を申請することができます(介護保険法第69条の2)。

また、やむを得ない理由のある方については、登録している都道府県に受講地変更の手続きをすることにより、他の都道府県で研修を受講できる場合があります。

登録地の移転又は受講地の変更をご希望の方は、茨城県地域ケア推進課のホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/jinzai/jinzaitop.html> をご覧のうえ、茨城県にご相談ください。

11 決定通知後の班変更

決定通知後の班の変更は、会場定員や演習グループ編成の都合上、変更できませんのでご注意ください。ただし、ご自身の病気や3親等以内の葬儀などやむを得ない事情の場合のみ、考慮いたします。

12 研修修了後の手続き等

(1) 更新研修の免除

本研修修了者は、介護保険施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けたものとみなされるので「介護支援専門員更新研修」の受講について免除されます。

(2) 介護支援専門員証の更新手続き

研修修了者には研修修了後、主任介護支援専門員更新研修修了証明書を交付します。この証明書の写しを添付し「介護支援専門員証有効期間更新申請書」を提出していただきます。

なお、修了証明書の再交付は行いませんので、大切に保管してください。

13 問い合わせ先

お問い合わせは、Eメール、FAXでお願いいたします。

※お電話によるお問い合わせはお受けできません。ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

*質問内容によって、問い合わせ先が異なります。

研修に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人 茨城県ケアマネジャー協会 事務局

FAX 029-243-6264

Eメール ibarakicare3@room.ocn.ne.jp

登録の現状・登録地の移転・受講地変更に関するお問い合わせ先

茨城県保健福祉部 地域ケア推進課

FAX 029-301-3318

Eメール care2@pref.ibaraki.lg.jp

NPO 法人茨城県ケアマネジャー協会

〒311-0851

茨城県水戸市千波町1918 茨城総合福祉会館3階

TEL: 029-243-6261 FAX: 029-243-6264 (月～金曜日 9:00～17:00)

よくある質問

Q1 受講要件2について自分が参加した研修が要件に該当しているか教えてください。

A1 実施要項をよくお読みいただいた上で、FAXでのお問い合わせをお願いいたします。要件についてはお電話でのお問い合わせは受け付けていません。

Q2 受講要件2について、該当となる研修の一覧はあるか。

A2 ありません。

Q3 受講要件2について、1年に4回以上の研修を合算して12時間以上受けていれば受講できるか。

A3 1年に4回以上の参加に加え、1回3時間以上の研修が対象となります（ただし、一連のカリキュラムにて複数日で実施されるものについては合算して3時間以上であれば1回として認めます）。12時間以上受講していても、1回あたり3時間未満の研修については対象となりません。

Q4 受講要件2について、年4回の研修の証明書は、5年間の内であれば何年度でも良いのか。

A4 研修は毎年受講する必要がありますが、いずれかの1年間（4月1日から翌年3月31日を1年と考える）に受講した研修となります。

Q5 受講要件1について、他県の団体での研修のファシリテーターの経験は対象となるか。

A5 法定研修の場合は認めますが、その他の法定外研修は認めておりません。

Q6 受講要件5について、市町村の推薦では該当になるか。

A6 実施要項にもある通り、茨城県が適当と認める者となっているため、市町村の推薦では該当になりません。

Q7 介護支援専門員としての業務は行うが、主任介護支援専門員の資格更新は必要ない場合はどうしたら良いか。

A7 今後も介護支援専門員として従事する場合、介護支援専門員証の有効期間内に専門研修課程Ⅱ・更新研修32時間を受講し、更新をして下さい。

